

ともいき社会推進コンソーシアム設置要領

(目的)

第1条 神奈川県は、誰もが自己実現でき、他者への思いやりや共感に溢れた「ともいき社会」を目指している。

そのため、誰もが自分らしく活躍できる社会の実現に向け、多様な主体がそれぞれの強みを活かしながら、持続可能な共創事業の創出に取り組むためのプラットフォームとして、ともいき社会推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 コンソーシアムの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 人々が生きがいを持てる居場所づくりに関するこ
- (2) 社会貢献活動が広がりやすい仕掛けづくりに関するこ
- (3) 多様な主体の連携の促進に関するこ
- (4) 持続可能な共創事業の創出に関するこ
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要なこ

(会員)

第3条 会員は、第1条の目的に賛同する行政、大学、企業、NPO、中間支援団体、金融機関、マスコミ等とする。

- 2 会員は、会費、その他の負担及び義務を負わない。
- 3 会員は、コンソーシアムを通じて合意した事業について、当事者間で誠実に対応することとする。
- 4 会員は、コンソーシアムを通じて得た他の会員に係る情報等を当該会員の同意なく他の者に漏洩してはならない。なお、退会後も同様とする。

(加入申込み及び登録)

第4条 会員の加入申込み及び登録の方法等は、次のとおりとする。

- (1) 会員登録の申し込みは、加入申込書（様式1）に必要事項を記入し、事務局へ送付する。
- (2) 事務局は、提出された加入申込書について内容を確認した上で、会員として登録し、後日申込者に連絡する。
- (3) 事務局は、登録した団体名等について、県のホームページ等で公開する。
- (4) 加入申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員は、遅滞なく変更届（様式2）を事務局に提出しなければならない。

(退会)

第5条 会員は、退会届（様式3）を事務局に送付することにより、コンソーシアムを退会することができる。

(登録抹消)

第6条 会員が次の事項のいずれかに該当するときは、事務局において登録を抹消することができる。

- (1) コンソーシアムの信用を著しく害したとき
- (2) 解散又は営業を停止したとき
- (3) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- (4) 長期に亘り連絡が取れない又は連絡を取ることが著しく困難である場合
- (5) その他コンソーシアムの運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

(意見聴取)

第7条 コンソーシアムは、アドバイザリーボードを設置し、有識者の意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 コンソーシアムの事務局は、神奈川県政策局いのち・未来戦略本部室に置く。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年12月19日から施行する。

なお、施行日前に加入の意思を書面で示した会員については、第4条に規定する加入申込書の提出があったものと見做す。